

高砂市重層的支援体制整備事業実施計画

2025(令和7)年3月

高砂市

目次

はじめに.....	1
I 高砂市における重層的支援体制整備事業	2
1. 高砂市における重層的支援体制整備事業イメージ図	2
II 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	3
1. 包括的相談支援事業(法第 106 条の4第2項第1号)	3
2. 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)	4
3. 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)	5
4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)	6
5. 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号)	6
III 重層的支援体制整備事業における会議体	7
1. 重層的相談支援連絡会議.....	7
2. 支援会議(法第106条の6)	7
3. 重層的支援会議.....	7

はじめに

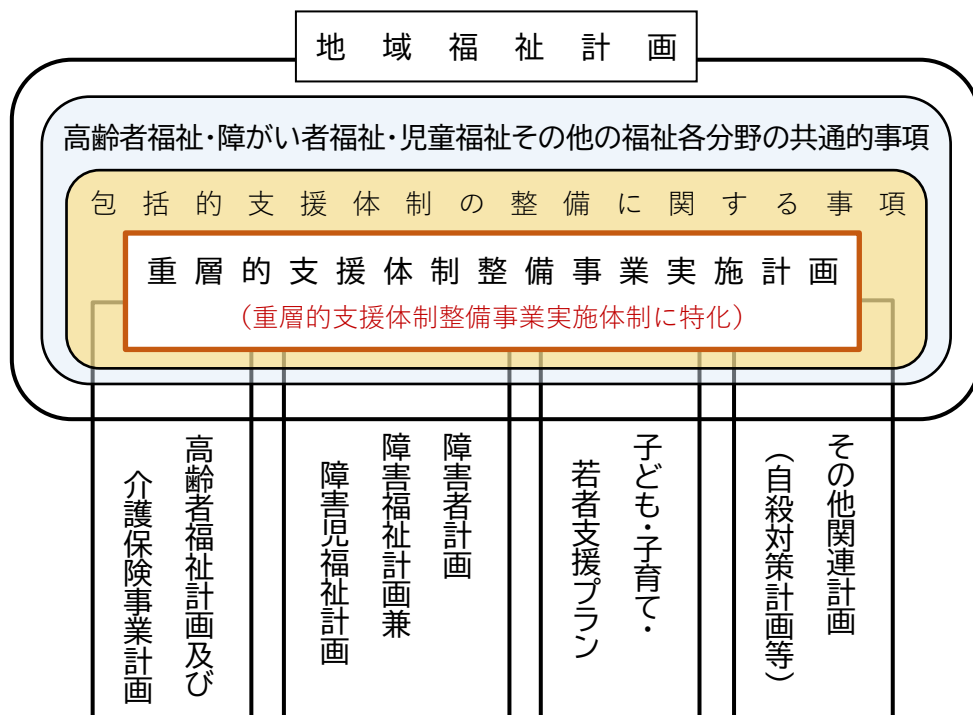
少子高齢化や人口減少が急速に進み、未婚・晩婚化、核家族化など家族のあり方や地域コミュニティの機能が変化するなか、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、いわゆる社会的孤立、8050問題、ヤングケアラーなどの問題が生じています。こうした社会情勢を受け、社会福祉法(以下「法」という。)の改正により令和3年4月1日に地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市では、第4期高砂市地域福祉計画(計画期間:令和5年度～令和9年度)において、複合化・複雑化した課題に対応できる相談支援体制の構築・強化を重点施策として掲げており、悩みや不安などを抱える人が、安心して、地域で自分らしく暮らすことができるよう、分野横断型の包括的な相談・支援体制を構築・強化するとともに、各分野での対応力の強化を目指し、重層的支援体制整備事業に取り組むこととしています。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定するよう努めるものと規定されました。

本市においても、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、重層的支援体制整備を適切かつ効果的に実施します。また、高砂市地域福祉計画及び本市の福祉関連計画の基本方針と整合性を図りながら取り組みます。

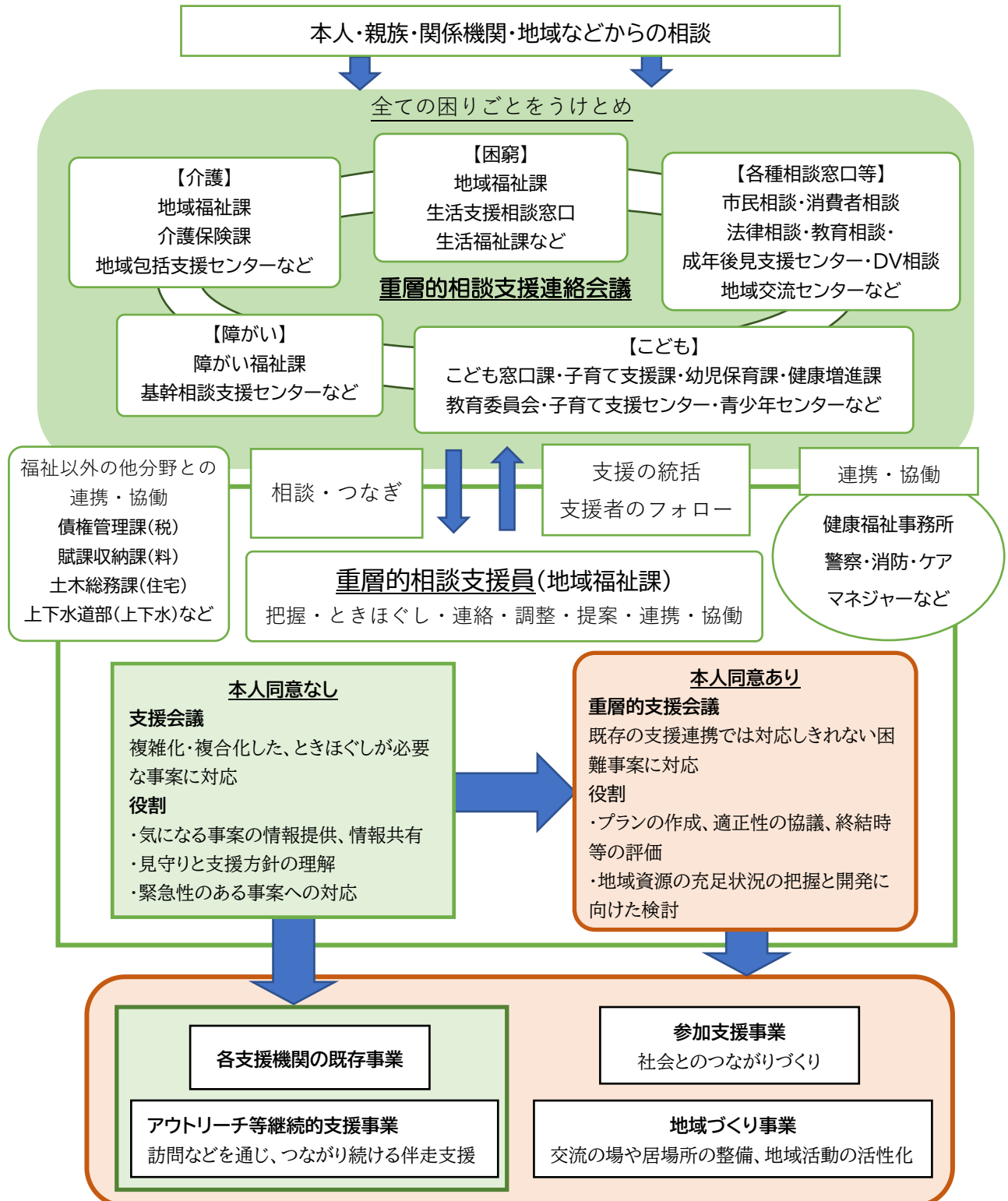
実施計画の事業評価については、高砂市地域福祉計画推進委員会において、実施状況を報告し、必要に応じて見直しを行います。



I 高砂市における重層的支援体制整備事業

1. 高砂市における重層的支援体制整備事業イメージ図

下図に示すとおり、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を活用しながら、それぞれが連携し、重なり合うことで、誰ひとり取り残さない体制の構築を目指します。



Ⅱ 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

1. 包括的相談支援事業(法第106条の4第2項第1号)

包括的相談支援事業は、高齢・障がい・こども・困窮の各分野の既存の相談支援を実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の対応と適正な支援策の整理を行う事業です。

(1) 地域包括支援センターの運営

事業内容	総合相談支援、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護等
支援対象者	65歳以上の高齢者等
実施方法	委託
支援機関	高砂市地域包括支援センター
所管課	地域福祉課

(2) 障害者相談支援事業

事業内容	一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援障がい児及び家族等への相談支援等
支援対象者	障がいのある人及びその家族等
実施方法	委託
支援機関	障がい者基幹相談支援センター
所管課	障がい福祉課

(3)－1 利用者支援事業(基本型)

事業内容	子育て家庭の個別ニーズ把握、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての情報集約・提供、相談、利用支援・援助、子育て支援関係機関との連携・協働の体制づくり
支援対象者	こども及びその保護者等
実施方法	直営
支援機関	子育て支援センター
所管課	こども窓口課

(3)－2 利用者支援事業(こども家庭センター型)

事業内容	母子保健・児童福祉の連携・協働を深め、妊娠期から子育て期までの切れ目のない、一体的な相談支援を行う。
支援対象者	こども及びその保護者等

実施方法	直営
支援機関	こども家庭相談センター
所管課	こども窓口課

(3)－3 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)

事業内容	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。
支援対象者	妊婦及びその配偶者等
実施方法	直営
支援機関	こども家庭相談センター
所管課	こども窓口課

(4) 生活困窮者自立相談支援事業

事業内容	生活困窮者に対する包括的・継続的相談、支援計画の作成・検討・評価、生活困窮者支援に関する社会資源の開発・連携、住居確保給付金の相談・受付等
支援対象者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人及びその家族等(将来的に困窮状態に陥る可能性がある場合も含む)
実施方法	委託
支援機関	生活支援相談窓口(地域福祉課)
所管課	地域福祉課

2. 参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)

参加支援事業は、既存の制度や支援では対応が難しい人に対し、地域と繋がり社会へ参加していけるように支援を行う事業です。各相談機関や多機関協働事業等を通じ、参加支援の必要な対象者を把握するとともに、対象者への支援にあたっては、本人のペースに合わせながら、本人の状態や希望に沿ってマッチング等の支援や継続的なサポートを行います。

実施方式	委託
支援機関	だれでも立ち寄りステーション
所管課	地域福祉課

3. 地域づくり事業(法第106条の4第2項第3号)

地域づくり事業は、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行い、地域における多様な主体による取組のコーディネートや地域資源の開発、ネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等を行う事業です。高齢・障がい・こども・困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を目指します。

(1)－1 地域介護予防活動支援事業

事業内容	いきいき百歳体操、ふれあいいきいきサロン事業等
支援対象者	65 歳以上の高齢者等
実施方法	委託
支援機関	高砂市地域包括支援センター
所管課	地域福祉課

(1)－2 生活支援体制整備事業

事業内容	地域で支援を必要とする人に対して、地域における様々な生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援を行うための体制をつくり、また、社会参加の推進を一体的に図っていく。
支援対象者	支援を必要とする高齢者等
実施方法	委託
支援機関	高砂市社会福祉協議会
所管課	地域福祉課

(2) 地域活動支援センター事業

事業内容	創作活動、社会交流(サークル活動・行事)、生活情報の提供、交流の場の提供等
支援対象者	障がいのある人等
実施方法	補助金支給
支援機関	地域活動支援センター
所管課	障がい福祉課

(3) 地域子育て支援拠点事業

事業内容	子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての悩み・不安を相談できる場として、つどいのひろばを整備し、地域の子育て関係情報の提供や、子育て支援に関する講習等も実施する。
------	---

支援対象者	こども及びその保護者等
実施方法	直営
支援機関	子育て支援センター 西部子育て支援センター
所管課	子育て支援課

(4) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業内容	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
支援対象者	支援を必要とする人等
実施方法	委託
支援機関	だれでも立ち寄りステーション
所管課	地域福祉課

4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第106条の4第2項第4号)

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複雑化・複合化した課題を抱えているにも関わらず、必要な支援が届いていない人に支援を届ける事を目的とした事業です。本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。更に会議や支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集し、潜在的なニーズを抱える相談者の把握に努めます。

実施方式	直営
支援機関	福祉の相談窓口(地域福祉課)
所管課	地域福祉課

5. 多機関協働事業(法第106条の4第2項第5号)

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題のときほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業です。複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関が抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、支援者を支援する役割を担います。必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行います。また、支援関

係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図ります。

実施方式	直営
支援機関	福祉の相談窓口(地域福祉課)
所 管 課	地域福祉課

Ⅲ 重層的支援体制整備事業における会議体

1. 重層的相談支援連絡会議

重層的相談支援連絡会議は、支援会議の開催以前に行う会議です。困難ケースを受け持った担当課が重層的相談支援員(地域福祉課)へ連絡し、重層的相談支援員が関係各課相談員を招集します。参加者全員でケースの課題のときほぐしを行い、解決への糸口を見つけること、それを通じて支援者の支援力向上、連携強化することを目的としています。また、ケースの内容に応じて支援会議の開催を検討し、調整します。

2. 支援会議(法第106条の6)

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設けることで、構成員間で情報共有等を行うことを可能とした会議です。本人同意が得られていないケースや、地域の支援関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていないケースの情報共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑にすることを目的としています。また、ケースの内容に応じて、対象者との信頼関係を構築し、本人同意を得るため、訪問等のアウトリーチを通じた継続的支援事業を実施します。

3. 重層的支援会議

重層的支援会議は、多機関協働事業において実施し、本人同意を得たケースに関して、当該ケースの支援プランの共有、プランの適切性の協議、支援の進捗管理、プランの終結の評価、地域資源の把握や創出について検討するための会議です。